

○関西学院大学「人を対象とする行動学系研究」倫理規程

2006年3月10日

理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、関西学院大学における、人を対象とする行動学系研究の計画立案、実施、発表並びにデータの保管について、遵守すべき基本的倫理事項を示すとともに、その倫理的遂行を確保するための事項について定めたものである。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、「研究者」とは本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含む。大学院学生・学部学生についても、研究に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなす。なお、大学院学生・学部学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

(研究倫理)

第3条 研究者は個人の尊厳及び人権の尊重、並びに個人情報の保護に留意し、科学的かつ社会的に妥当な方法により、研究を遂行する義務を負う。

2 研究者は法令に従うとともに、「関西学院大学 研究活動に関する指針」および「関西学院大学研究倫理基準」を含む本学諸規程、所属する学会・団体の倫理基準等を遵守しなければならない。学外交流による研究については、「関西学院大学学外交流倫理基準」に従うとともに、当該の学外機関における倫理基準等にも配慮しなければならない。

3 人を対象とする研究のうち、医学系研究については、「関西学院大学「人を対象とする医学系研究」倫理規程」に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究については、「関西学院大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究安全倫理管理規程」に従わなければならない。また、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究」等の生命倫理に関わる研究については、関連法令及び所轄官庁の告示・指針等を遵守しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、研究の目的・意義及び方法の妥当性を社会的に説明できなければならない。

第5条 研究者は、個人の情報・データ収集にあたり、対象者に対して、研究の目的・意義及び方法について可能な限り事前に分かりやすく説明し、承諾を得なければならない。

2 研究の性格上、研究の目的・意義又は方法を事前に説明できない場合は、事後に対象者の承諾が得られる形で研究計画を立案し、実際に事後説明を行って承諾を得る必要がある。

また、対象者に何らかの身体的・精神的苦痛が伴う場合は、適当な処置（事後のカウンセリング等を含む）により、それを除去しなければならない。

- 3 対象者に説明を理解する能力がない場合には、保護者・後見人など社会的に対象者の代理人として認められる人物の承諾を必要とする。
- 4 承諾の形式は、原則として文書とし、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。

（個人情報・データの保護及び管理）

第6条 研究者が、個人の情報・データを収集する場合は、当該情報・データの取扱い及び発表方法について、あらかじめ対象者の承諾を得なければならない。ただし、公共の場所での介入を行わない一般的観察についてはこの限りではない。

- 2 研究者は、対象者から当該個人の情報・データの開示を求められた場合には、研究に支障がない限りにおいてこれを開示しなければならない。
- 3 対象者が個人の情報・データの保管に関する承諾を撤回した場合には、当該情報・データを廃棄しなければならない。

第7条 研究者が第三者に委託して個人の情報・データを収集する場合は、この規程の趣旨に沿って文書にて契約を交わさなければならない。

第8条 個人情報の取扱いに関しては、本学の「個人情報保護に関する基本方針」並びに「関西学院大学個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

（人を対象とする行動学系研究倫理委員会）

第9条 人を対象とする行動学系研究の倫理的遂行を確保するため、本学研究推進社会連携機構内に、人を対象とする行動学系研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 研究推進社会連携機構長
- 2 研究推進社会連携機構副機構長又は研究支援センター委員 1名
- 3 人を対象とする行動学系研究を行っている教授、准教授、助教又は講師 若干名
- 4 人を対象とする行動学系研究を行っていない教授、准教授、助教又は講師 若干名
- 5 その他、研究推進社会連携機構長が必要と認める者 若干名

第11条 委員会の委員長は、研究推進社会連携機構長が務める。前条第2号から5号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。

第12条 第10条第1号及び2号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第3号から第5号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場

合はこれを補充しなければならない。この場合、後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

第13条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障ある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、議事の採決は委員の過半数による。可非同数の場合は、議長が決する。

3 委員個人に関する倫理的問題については、当該委員は議事に参加できない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することはできる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

第14条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、これらの事項に関して研究推進委員会に報告する。

1 この規程の運用に関する内規及びガイドラインの制定・改廃

2 事故又は倫理的問題発生の際の必要な処置及び改善策

3 その他、人を対象とする行動学系研究に関わる事項

第15条 委員会は、必要に応じて研究者に対し、人を対象とする行動学系研究に関して報告を求め又は指導助言することができる。

第16条 委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について、これを守らなければならない。

第17条 委員会に、人を対象とする行動学系研究倫理審査部会（以下、「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、委員会の委員のうち、研究推進社会連携機構長を除く全員で構成され、部会長は研究推進社会連携機構長が指名する。

第18条 審査部会は、人を対象とする行動学系研究の計画立案、実施、発表並びにデータの保管に関し、研究者から申請があった事項について速やかに審査し、審査結果を研究者に通知するとともに研究推進社会連携機構長に報告する。

2 審査の方法は、審査部会内規にて定める。

3 部会委員の関係する研究に関する申請については、当該委員は審査に参加できない。また、部会長が関係する研究に関する申請については、研究推進社会連携機構長が部会委員より部会長代理を指名する。

4 審査結果は、以下のいずれかとする。

- 1 承認
  - 2 条件付承認
  - 3 変更の勧告
  - 4 不承認
  - 5 非該当
- 5 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠を明示して、再審査を申し出ることができる。
- 6 申請者は申請事項に変更がある場合、その変更について審査部会の承認を得なければならない。

(主管部課)

第19条 この規程に関する事務は研究推進社会連携機構事務局が行う。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会及び研究推進委員会の議を経て大学評議会で決定する。

(英語名称)

第21条 この規程の英語名称はKwansei Gakuin University Regulations for Behavioral Research with Human Participantsとする。

- 2 委員会の英語名称はKwansei Gakuin University Committee for Regulations for Behavioral Research with Human Participantsとする。
- 3 審査部会の英語名称はKwansei Gakuin University Institutional Review Board for Behavioral Research with Human Participantsとする。

附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2010年（平成22年）10月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、「関西学院大学「人を対象とした臨床・調査・実験研究」倫理規程」から「関西学院大学 人を対象とした臨床・調査・実験倫理規程」と名称を改め、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、「関西学院大学 人を対象とした臨床・調査・実験倫理規程」から「関西学院大学「人を対象とする行動学系研究」倫理規程」と名称を改め、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

- 7 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。